

事 務 連 絡
令和2年 4月10日

区内認可保育施設ご利用の保護者の皆様へ

【0～2歳児クラスの方】

台東区 教育委員会
児童保育課長 横倉 亨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い登園自粛した場合の
保育料の取扱いについて

日頃より、台東区の保育行政にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、登園を自粛した際の保育料を減額することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象期間

令和2年4月1日から4月30日まで

2. 対象施設

認可保育所、地域型保育事業(小規模・事業所内・家庭的)、認定こども園(長時間)、
御徒町保育室

3. 【0～2歳児クラスの方】保育料の取扱いと還付手続き

令和2年4月分の保育料について、「緊急事態宣言による保育所等への登園自粛の要請」等に基づき登園自粛を行った場合は、以下のとおり保育料を減免します。

【算出方法】

減額後の保育料＝保育料×(施設開所日数－登園を自粛した日数)÷25

※既に、保育所保育の実施停止の申請をされている方の保育料は0円となります。

実施停止の申請書を提出済の方は、今回ご案内の減免の手続きは不要となります。

【申請方法等】

○申請方法：「保育料等減額申請書」を登園されている保育園にご提出ください。

※申請書は、台東区HPでもダウンロード可能です。

○提出期限：令和2年5月15日(金)

○還付方法：4月分の保育料は、停止申請済の方を除き通常通り徴収します。減額分については、5月分以降の保育料で調整します（令和2年8月分の保育料で調整予定）。なお、5月以降に保育料が生じない方については、後日、還付手続きに必要な書類をお送りします。

また、各保育園で保育料を徴収している小規模保育所等の取扱いについては通われている保育園にお問合せください。

4. その他

- 実費徴収分については、原則、免除の対象外となります。
- 停止申請は年度内に月単位で2ヶ月を限度としておりますが、4月の停止は限度の2ヶ月に含めないこととします。

児童保育課 保育相談係
03（5246）1234